

会 議 録

1 会議名

第5回上越市自立支援協議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 障害者差別解消法について（公開）
- (2) その他（公開）

3 開催日時

平成27年12月15日（火）午後3時30分から

4 開催場所

上越市福祉交流プラザ2階 相談室6

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：丸山ひろみ、中屋万里子、宮越亮、片桐公彦、山崎次男、田邊信、
山本拓郎、西山俊彦、山川美香、青木美代子、井部真澄、新保由美
飯塚義孝、田中靖子、牛木秀人
- ・事務局：福祉課 小林係長、大島主任

8 発言の内容

（小林係長） ただ今から、第5回自立支援協議会を開会いたします。本日は、中村委員、青木（一）委員、難波委員、笠原会長の4名から欠席報告がありました。よって、上越市自立支援協議会設置要綱第6条第2項により半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。

それでは、議事に入らせていただきます。笠原会長は、本日欠席ですので、事務局で進行させていただきます。

(1) 障害者差別解消法について、事務局から説明します。

（小林係長） 前回の自立支援協議会でも障害者差別解消法の説明を行いました。今一度、概要説明をさせていただきます。また、この後、グループ討議として、各グループに分かれ、事例内容について話し合いをお願いしたいと思います。

<制度説明>

<グループ討議>

(小林係長) 討議ありがとうございました。ここでいったん中断させていただきまして、各グループから簡単に報告をお願いします。宮越委員のグループからお願いします。

(丸山委員) まず不当な差別的取り扱いについては、精神に障害がある方がアパートや職場を探すときに精神科病院への通院歴などの話をしただけで紹介してもらえず断られてしまう事例はあるかと思います。また近隣の市町村の就労系のサービス事業所では、食品の製造に障害のある人を携わらせなかったという事例があるそうです。それから、一昔前には肢体不自由者が旅行へ行った際、旅館で入浴をする時間を指定され、一般の客とは分けられたことがありました。配慮によって時間を特別に設けてくれたのか差別なのか、どちらとも考えられる微妙な事例だと思います。また、歩道を車いすで通っていると露骨に邪魔と言う人もいます。その他には、事業所で県の監査において利用者の出入りするところに漂白剤などの洗剤を置いていたら、利用者の出入りするところに洗剤を置くと危険だと注意されたそうです。精神障害の事業所だったので本当に具合が悪い時に洗剤を飲んでしまうことはあるけれど、一般家庭と同じく考えれば漂白剤を置いても問題ないと思います。高齢者の認知症施設だと洗剤や刃物などの危ない物を見える所に置かないようにと指導があります。そのように全てに配慮することが良いことなのか、または差別ではないかと考えることもできるという話が出ました。

合理的配慮の不提供については、施設の広報などに「ルビ」が打たれていないことです。知的障害者の施設で発行している広報はルビ打ちされているが、精神などの事業所はルビ打ちされていないと思います。ルビを打てば良いかということ、ひらがなを読めない人もいるので、どうしたらよいかということが課題にありました。あと、行政文書について様々な決定通知が送られてきますが、私たちが見ても良く分からず読む気も失せてしまうので配慮に欠けているのかなと思いました。それから、段差が至るところにあります。福祉交流プラザ内に点字ブロックがあり、視覚障害の人にとっては良いと思いますが、車いす利用者にとっては段差となり大変な思いをされている人がいます。点字ブロックの黄色は弱視の人でも目に入りやすい色ですが、街の景観を考えて黄色は避けたいということがあるとしたら、いかがなものでしょうか。一方の人に配慮したつもりがもう一方の人から見たら困っていることになっている事例は、他にもあるかと思いました。公共交通機関でも車いすの人が乗れないなど配慮されていないという意見が出ました。この法律が雇用の場面でも適用されるということについて、企業側からの問い合わせがないのでまだ広く知られていないようです。負担が大きすぎる場合はしなくても良いと資料に書いてあるが、企業の大きさによっても違うだろうし難しい問題だと思います。

(小林係長) ありがとうございました。西山委員のグループをお願いします。

(青木委員) 以前は、グループホームの建設で地域住民から反対意見があるという話がありました。ひどいものでは資産価値が下がるということと言われるこ

ともありました。行政が、地元の説明会に障害がある人たちが住むということや補助金のことなどについて住民説明会を開くことは変だと思います。一般の人が引っ越して住む時は、説明会は求めないのに、そこを行政の人が地域住民に指導するというのは職員の意識が欠けていると思いました。制度的にはないけれど、説明を求めることがあるようだという話を聞いています。障害者に関わっている福祉職員もその辺の感覚が鈍感だと思います。あと上越市内の路線バスで車いすの人がバスに乗りたい場合は、乗りたい便を連絡しなくてはいけないそうです。身体障害者用のバスを選んで乗っているにも関わらず、毎回連絡を入れなくてはいけないのは変なことだと思います。あと、障害者施設であってもスロープがついていないなど、一般の店でも配慮されていなくて入りにくいというところがたくさんありました。視覚障害のある人が家から市役所に入る時に出向かいに來いというのは合理的配慮なのか疑問に思います。市役所まで自分で歩いてきているのだから、目的地の窓口まで自分の力で歩いて行くのが当然ではないかと思います。合理的配慮というのは難しい面があると思いました。配慮して権利意識という部分を増長させてしまい、本来は自分でしなくてはいけないところを肩代わりするようになっても困ります。

(小林係長)

ありがとうございました。山本委員のグループお願いします。

(山本委員)

グループホーム建設等の反対運動や住民説明会を行うことはいかがなものかというのはありました。障害のある人のアパート契約等での拒否もありました。リフトバスに乗る際に、面倒であるということと言われたこともありました。支援者の立場として施設のフロアで利用者同士の相性を考えて配慮した場合は家族がどう思うか、それが差別と捉えられるかというところを迷ったことがあります。あとは、就学や進学する時に我が校では体制が整っていないので他の学校へという案内は、差別なのかどうなのかというところも考えられる部分だと思いました。

合理的配慮を行わないというところでは、車いす用のスロープを取り付けていく必要があると思いました。施設中での動線への配慮が抜けていると問題が発生するということは理解しているので今後配慮が必要になってくると思います。医療機関等へのアクセスというところで、障害や病気を理由に外来受診ができていない人への医療機関との繋がりについても配慮が必要になってくると思います。娯楽等に対する対応も健常者と比べてアクセスが課題になると思います。その他として、配慮側の過重な負担もいかがなものかと思いました。各々限界があると思います。あとは、この制度で障害のある人が権利を振りかざすという誤解を持たないようにするためにも、この制度の伝え方が大事だと思います。それに関連して何もかも差別だと言って通してしまうのも変なことだと思うので、いろいろな視点でこの制度を考えていく必要があるという意見が出ました。

(小林係長)

ありがとうございました。皆様のご意見を今後の啓発活動等に活用させていただきたいと思います。以上で(1)障害者差別解消法の協議は終了とさせていただきます。

(2)その他に入らせていただきます。11月22日に行いました上越福祉事業所合同説明会の開催結果報告を山川委員からお願いしたいと思います。

(山川委員)

11月22日に連休の中日でありましたが、開催させていただきました。ご協力ありがとうございました。アンケート結果をまとめたものを見て、一番の課題は当事者である保護者が来ないということです。今回は連休の中日だったなどの理由は様々ありますが、当事者があまりに少なく驚いています。就労についてなど、危機感はあるものの保護者が行動に移す力が弱いのと、周知の部分でもう少し工夫していかなくてはならないと感じました。アンケート結果を見ると、保護者が来ないことや周知の仕方を除いても、やることに意義があると思ったので続けていく必要があります人たちには全員来てほしい会だと感じました。この広い地域でこれだけの事業所の話一度に聞ける機会はとても貴重です。

小学校6年生の母親たちが来場して、生活介護・就労移行・就労継続支援の区別について、その母親たちがこれからの選択の仕方と、高校2年生になってそれを全く理解できていない母親が情報の取り方によっては、子どもの行き先が違うところになると感じております。

開催内容に関しては、反省を踏まえて変えていきますが、この会は今後も続けていきたいと思うので、ご協力をお願いします。アンケート結果は、また後で詳しくご覧ください。

(小林係長)

ありがとうございました。皆様のご協力をいただきまして無事終了いたしました。来年度につきましても継続して実施していく予定であり、開催時期については改めて検討させていただきます。

(宮越副会長)

第1回の開催と比較して参加人数は少ないですか。

(小林係長)

第1回は60人くらいでしたが、今回は利用者だけで70人くらいで、全体だと100人あまりになります。1日の開催へ変更した部分で参加者が伸びたかというところでもないと思いました。

(山川委員)

来てほしい人が来ないので困っていないのか、と思うのです。

これから進路選択をしなくてはならないのですが、事前に学校であった説明会では、上越福祉事業所合同説明会より多くの方が来ていました。来てほしい人達に宣伝をしてこれが本番であると言ったけれど、やはり来ないということがありました。開催日の設定などが悪いというのもありましたが、結局危機感がないというのが、同じ保護者としての感想です。まだ、誰かが何とかしてくれると思っているのかなと感じました。もっと心配なのは、まだ早いと思っている人です。私は小学校から始めても遅いくらいだと思っているので、その辺の感覚を保護者に対してPRしていく必要があると思いました。本当に就労や進路の必要に迫られたときに、自分たちで1件ずつ事業所を見て回るのだろうか、それは大変なことだけど出来るのだろうか、と心配になります。最後は人任せでどうかなると思っている保護者が多いと思います。

事務所の手応えの中で一番気になるのは定員問題です。それは、この協議会でも課題としてあげていかなくてはならないことで、生活介護や就労

継続 B 型の定員は足りないと思いますので、その仕組みづくりをお願いしたいと思います。それを踏まえて私は、保護者達にこういう状況だから自分の子どもがどこに行くのか早い段階で決めておかないと、新しく事業所ができない限り空きを探す必要があることは話して行こうと思っています。

(小林係長) 他に質問等がありますか。よろしいでしょうか。無いようなので次第の 3 その他に入りたいと思います。皆さんから何か連絡等がありますか。無ければ、次回の開催日をお知らせします。1 月 19 日(火)の開催でいかがでしょうか。15:30~でお願いしたいと思います。年明け後、早々に開催案内を送らせていただきますので、よろしくお願ひします。皆さんから他に連絡等が無ければ協議会を終了させていただきます。1 年間ありがとうございました。来年もよろしくお願ひいたします。

9 問合せ先

健康福祉部福祉課福祉係 TEL : 025-526-5111 (内線 1151)

E-mail : fukusi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。